

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年1月28日

独立行政法人国際協力機構

契約担当役 理事

記

1. 公示件名：マラウイ国ナカラ回廊との連結性向上のための国道1号線改修計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：マラウイ国ナカラ回廊との連結性向上のための国道1号線改修計画準備調査 (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：25a00863

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年1月28日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：マラワイ国ナカラ回廊との連結性向上のための国道1号線改修計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年3月～2027年4月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12カ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13カ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなります。消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

## (6) 部分払の設定<sup>2</sup>

本契約については、2026 年度に 1 回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026 年度末 (2027 年 2 月頃)

## 2. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

### (2) 事業実施担当部

社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 2 月 3 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 2 月 3 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 2 月 6 日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026 年 2 月 13 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 2 月 26 日 10 時 30 分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先 : <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

<sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

### 3. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

### 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

#### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/2dsZdsisLK>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

#### (2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

### 1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

### (3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

### (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。）

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

## 2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

## 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格 = 100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

## 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を  
それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点） = （技術評価点） × 0.9 + （価格評価点） × 0.1

### （3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を使い、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

### （4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）  
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

## 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

## 10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、

選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

#### 1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
  - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
  - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の

項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

## 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	サイト状況調査③事業効果把握のために実施する交通量調査の方法（取得データの種類、分析手法、調査内容、仕様）	第4条業務の内容（4）サイト状況調査③
2	本事業のナカラ回廊への寄与を示す定量的指標の提案	第4条業務の内容（6）事業の位置づけ及び事業効果の整理
3	本事業をジェンダー案件化するための課題の特定と対応事項について	第4条業務の内容（7）ジェンダー視点に立った調査・計画

## 【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

## 第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

## 第3条 実施方針及び留意事項

### (1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で隨時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとすること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案となるよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

### (2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。
- ① 公開資料
- (ア) 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）
    - ☒ 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）
    - ☒ 同「補完編（土木分野）」（2025年9月）
    - ☒
  - (イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA環境社会ガイドライン」という。）
    - ☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）
  - (ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）
    - ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
    - ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
    - ☒ JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き
  - (エ) その他
    - ☒ JICA不正腐敗防止ガイドンス
    - ☒ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

- ☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン  
最新版
- ☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版
- ☒ ODA建設工事安全管理ガイドランス（以下「安全管理ガイドランス」とい  
う。）
- ☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」とい  
う。）
- ☒ 進捗報告・Project Monitoring Report (PMR)
- ☒ JICAグローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

### （3）計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。
  - （ア） 第1回現地調査
    - 最適な事業内容を検討するために必要な交通量・交通状況調査、測量調査、支障物調査、協力対象の確認を行い、先方関係者と事業方針の確認・協議を行う。また報告書の作成に必要な調査・協議・情報収集を行う。それらの結果を踏まえ、国内作業にて概略設計の完了を図る。なお、第一回現地調査は2026年4月中旬の出発を予定している。
  - （イ） 第2回現地調査
    - 準備調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。
- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。
  - （ア）初回現地調査派遣前
    - 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。
  - （イ）概略設計協議前の現地調査帰国時
    - 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。
  - （ウ）概略設計協議に関する現地派遣前
    - 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

#### （4）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

#### （5）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。  
リロングウェ市主要幹線道路改修計画準備調査（2017年～2019年）  
リロングウェ市主要幹線道路改修計画（2021年～2026年）
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努めること。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

#### （6）本業務における地理的な対象範囲

- ▣ 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

#### （7）環境社会配慮

- 本事業は、「国際協力機構環境配慮社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は限定的であると判断されるため、力

テゴリ B に分類されている。

- 初期環境調査報告書（相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書）案の作成支援に係る検討を行う。本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。

(8) 調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(9) クラスター事業戦略での本件の位置づけ

☒ 本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）<sup>3</sup> の運輸交通に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。

「リロングウェ市主要幹線道路改修計画準備調査」（2017 年～2019 年）

「リロングウェ市主要幹線道路改修計画」（2021 年～2026 年）

(10) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

☒ 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

- 想定する既往案件を以下に列挙する。

「リロングウェ市主要幹線道路改修計画」（2021 年～2026 年）

- 特に実施中の「リロングウェ市主要幹線道路改修計画」（2021 年～2026 年）での道路・橋梁整備と本事業での施設整備による、開発効果増大の相乗効果を向上に努めること。

---

<sup>3</sup>保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20 の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとめを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

#### (11) 相手国関係機関の調整

▣本業務では事業実施体制に記載する以外の機関との特筆すべき調整事項はない

#### (12) ナカラ回廊との関連

ナカラ回廊上に位置する国道1号線は、南部のンサンジェから首都リロングウェを経由し、北部のカロンガまで同国の南北を縦断する基幹道路であり、国民生活や域内の経済活動において必要不可欠な道路である。また、リロングウェ市内における国道1号線はナカラ港とリロングウェ市を繋ぐ貨物鉄道が発着するカネンゴ鉄道貨物駅にも接続しており、同駅から同国内の物流においても重要な役割を持つ。ため、本事業はナカラ回廊に資する案件と位置付けられており、本事業実施によるナカラ回廊へのインパクトを示す定量的、定性的指標を提示する。

#### (13) 施工計画の留意点

本事業は首都であるリロングウェ市の市街地を縦貫し、日交通量が21,800台/日に及ぶ国道1号線の現道を2車線から4車線に拡幅する事業である。事業期間中も交通と市民生活への影響を最小化するとともに、交通の安全を確保し、かつ事業費を妥当な水準に収めるため、適切な施工方法・施工計画を立案することとする。

#### (14) 先行事業のスコープカット後の協力対象区間について

本事業の先行事業である「リロングウェ市主要幹線道路改修計画」（2021年～2026年）では、当初計画を実施するに当たり、急激な物価上昇の影響で事業費が増大し、2022年には大幅なスコープカットを行った。また2023年には2.71億円の追加贈与を行い、2022年のスコープカット段階の事業区間から、0.14km事業区間を延長した。スコープカット前後の事業区間については以下の通りである。スコープカット前後の図は別紙1図4参照。

スコープカット前（G/A署名段階）：

サンバードリロングウェホテル交差点（STA1+200）～ルバニ交差点  
(STA3+950)

スコープカット後（2023年追加贈与後）：

ムリー交差点（STA2+220）～マランガランガ交差点（STA3+090）

(15) デジタルトランスフォーメーション(DX)の検討について  
交通量管理や維持管理等におけるDX推進施策について協力準備調査にて  
検討を行う。

#### 第4条 業務の内容

##### (1) 業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

##### (2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

##### (3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
- 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
  - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等。
  - 現行案件「リロングウェ市主要幹線道路改修計画」や、接続するマラウイ政府実施案件との相乗効果についても確認を行う。
  - ナカラ回廊に含まれるモザンビーク、ザンビアを含めた他ドナーや政府が実施する関連事業についても確認する。
  - 本事業サイトの周辺にて他の援助機関の事業も実施中である。主な実施中事業として、欧州連合と欧州投資銀行によるカムズ国際空港から北部チウェタ（ルンフィ県）までの301kmの国道1号線改修事業（2019～2026年、有償・無償）があるが、その他も含めて、本事業の実施計画に影響を与える他の援助機関の事業を把握し、各事業の事業実施計画、進捗、本事業に与える影響（正負どちらも）、連携可能性を確認する。

#### (4) 自然条件調査

☒概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査を行う。

- ① 気象・水文調査（降雨状況・氾濫実態等）
- ② 地形測量（地形測量・路線測量などの各種測量）
- ③ 支障物調査（支障物件情報の収集・現地試掘調査・地中探査）
- ④ 材料試験（盛土材、路盤材に対する供給元の材料品質検査結果の収集等）

#### (5) サイト状況調査

☒設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

##### ① 既存国道1号線の状況調査

道路及び交通安全施設、付帯施設（街路灯、信号機等）の現況及び損傷状況。

##### ② 事業予定地の状況調査

道路の構造、電柱、その他支障物件の状況、露店の状況、施工スペースの確認（建設ヤードの調査も含む）等

##### ③ 交通量調査及び需要予測

対象道路の周辺の主要道路について既存の交通量データを入手するとともに、対象道路及びリロングウェ市西側バイパスについて交通量調査を実施し、交通需要予測（対象道路及び西側バイパス）を実施する<sup>4</sup>。その際に、市内北部の燃料貯蔵施設やカネンゴ鉄道駅を起終点とする貨物車両の影響、バイパス道路通過車両の影響、道路の通過する地域の土地利用等を勘案する。

#### (6) 事業の位置づけ及び事業効果の整理

本事業がナカラ回廊の機能強化にどのように寄与するのかについて、定量的及び定性的観点から整理する。具体的には、交通状況・交通量、旅行速度および交通事故に関する調査の結果等も踏まえ、旅行時間短縮、交通安全性の向上、地域開発効果等の事業効果をリロングウェ市とその周辺及びナカラ回

---

<sup>4</sup> 交通量調査の地点、調査期間、車種分類及び交通量予測の手法についてはプロポーザルにて提案する。

廊全体への効果も踏まえて整理把握することを想定する。また、本事業を実施することによる経済・社会における実害・ニーズについて把握する。

#### (7) 環境社会配慮にかかる調査

▣本業務では以下の対応を行う。

- ① 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月交付）（以下、「JICA環境社会ガイドライン」という）に基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成に当たっては、「環境社会配慮カテゴリB報告書執筆要領（2025年9月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA環境社会ガイドライン」<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。
- ② 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
  - ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
    - (a) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開、労働環境（労働安全、労働者の権利を含む）等）に関連する法令や基準等
    - (b) 「JICA環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
    - (c) 関係機関の役割
      - イ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
      - ウ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得、労働環境（労働者の権利を含む）等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合（例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は5年、社会面は3年程度）、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
      - エ) 影響の予測
      - オ) 影響の評価及び代替案の比較検討
      - カ) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討
      - キ) 環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成
      - ク) 予算、財源、実施体制の明確化

ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）なお、ステークホルダー協議は①第一回現地調査、②環境社会配慮に係る DFR 及び EIA 案作成時の 2 回開催することとする。但し第二回ステークホルダー協議は先方実施機関及び現地補助員にて開催し、調査団は本邦から支援する。

コ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間

25,000CO<sub>2</sub> 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

サ) 相手国法制度上、環境アセスメント報告書（又は IEE 報告書）の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案（又は IEE 報告書案）を作成する。

### ③ 用地取得・住民移転計画

本事業は既存道路用地内での車道拡幅が中心となり、新たな用地取得や住民移転は想定されない。ただし、事業サイト付近には露天商の存在が確認されており、事業の社会影響の緩和策の検討に当たってはその点を考慮する。車道拡幅に伴う用地取得及び住民移転の可能性が生じた場合は速やかに JICA に報告し、必要があれば契約変更を行い適切な対応を講じる。

### ④ 社会的な影響に対する緩和策の検討

工事による一時的な通行規制や立ち入り制限等が社会的な影響を及ぼすことが想定されることから、これらの社会的な影響に対する緩和策について検討する。

## （8）ジェンダー視点に立った調査・計画

▣ 本業務では以下の対応を行う。

① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

（ア） 社会・ジェンダー分析を行う。

（イ） 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設

定する。

(ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

(エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する

#### (9) 障害配慮に関する検討・計画

▣ 本業務では以下の対応を行う。

➢ 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。

➢ 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

#### (10) 気候変動対策案件としての検討

▣ 本事業は道路拡張による渋滞緩和が見込まれ、運輸車両からの温室効果ガス削減の観点から気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」（■交通運輸 4. 道路、橋梁などによる渋滞緩和）等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減量）の推計を行い、本事業が気候変動対策に資するかを検証する。また気候変動緩和策としての案件形成の実施及び先方政府・実施機関との認識共有（M/M、M/D 等への明記含む（“This project may contribute to climate change mitigation.” 等））を行う。

➢ 洪水等自然災害に強靭な施設整備がなされれば、気候変動適応策（副次的目的）に資する可能性もあるため、その点についても確認を行う。

#### (11) 調達事情調査

➢ 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。

- ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
- ② 第三国調達の可能性の検討
- ③ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

#### (12) 施設、設備、機材計画調査

➢ 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対

- 象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を施設計画に反映する。
- (13) 基本計画／概略設計図の作成
- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、当該道路の平面図／縦断図／横断図／道路付帯構造物設計（照明灯、信号、排水構造物等）の図面、舗装設計等を含める。
- 設計基準については相手国政府と協議の上、AASHTO（American Association of State Highway and Transportation Officials）やSATCC（Southern Africa Transport and Communications Commission）等、どの設計基準を用いるのかを決定する。
- (14) 施工計画の立案
- ▣以下の施工計画について検討・作成する。
- ① 施工方針
  - ② 施工上の留意事項
  - ③ 施工区分（相手国負担工事との区分）
  - ④ 品質管理計画
  - ⑤ 資機材調達計画
  - ⑥ 仮設計画（必要に応じて）
  - ⑦ 実施工程
  - ⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
  - ⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
  - ⑩ 施工監理計画
- 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。
- (15) 事業の維持管理計画の立案
- 本事業の道路建設・維持管理を担当する道路公社（RA: Roads Authority）と事業実施機関の運輸・公共事業省（MoTPW: Ministry of Transport and Public Works）について、近年の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関・主管機関としての適切な体制を有

しているかを再度確認する。組織・人員・予算・技術水準等の制約がある場合は、その制約を考慮した上で、事業を実施する適切な体制について考察・提言する。

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

#### (16) 技術支援計画の検討、計画策定

☒本業務では当該項目は適用しない。

#### (17) 施工時の工事安全対策に関する検討

☒本業務では以下の対応を行う。

- 発注者から提供される「安全対策ガイドンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。
- 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- 施工計画の策定に際して、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全／労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映する。
- 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

#### (18) 内部照査の実施

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部照査について」に沿って、内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を得る。
- 照査計画及び照査項目は、照査開始に先立って発注者に提示する。

#### (19) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項<sup>5</sup>（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

#### (20) 免税情報の収集・整理

▣ 本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目<sup>6</sup>を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
  - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
  - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
  - 付加価値税（VAT 等）
  - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
  - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。

<sup>5</sup> これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側 負担事項として贈与契約書（G/A）に記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

<sup>6</sup> 無償資金協力事業では免税が原則である。

- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

#### （21）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

#### （22）概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する<sup>7</sup>。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

#### （23）想定される事業リスクの検討

▣ 本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、協力準備調査において検討する。
- 2022年度対マラウイ無償資金協力「リロングウェ市主要幹線道路改修計画」では、当初計画を実施するに当たり、急激な物価上昇の影響で事業費が増大し、追加贈与及び大幅なスコープカットを要したことから、事業費の算出及び先方負担事項の調整に加え、事業実施を遅滞させるリスクを排除するための調整を行うこととする。

#### （24）事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめど

---

<sup>7</sup> 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

とした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

#### (25) 事業概要の本邦企業への説明

▣本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業<sup>8</sup>に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会<sup>9</sup>を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

#### (26) 協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

#### (27) 協力準備調査報告書（案）の説明

▣本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

#### (28) 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告

---

<sup>8</sup> OCAJI 等の関連業界団体を含む。

<sup>9</sup> 事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。

- 書として協力準備調査報告書（先行公開版）<sup>10</sup>も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

## 第5条 成果品

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	初回現地調査前	英語・日本語	簡易製本・電子データ	10 部・5 部
環境チェックリスト (調査方針)	初回現地調査前	日本語	電子データ	
環境チェックリスト (設計方針会議用)	第 1 回現地調査後 2 カ月以内	日本語	電子データ	
現地調査結果概要	概略設計協議調査 前	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書 (案)	解析後	日本語	簡易製本・ 電子データ	2 部
		英語	簡易製本・ 電子データ	4 部

<sup>10</sup> 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

初期環境調査報告書 ／環境アセスメント 案	第2回現地調査の 2～3カ月前を目途	英語・日本語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）	第2回現地調査の 2～3カ月前を目途	英語・日本語	電子データ	
照査チェックリスト	概略設計協議 調査前	日本語	電子データ	
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
概要資料（案）	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の 契約履行期限（最終期を除く）	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書 (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2枚
		日本語	製本	2部
協力準備調査報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2枚
		日本語	製本	7部
		英語	CD-R	3枚
		英語	製本	10部
概略事業費積算内訳書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2枚
調査データ	契約履行期限末日	日本語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書

- (案)、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示され

## た内容

### (3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

### (4) 内部照査チェックリスト

- 「内部照査について」に示された内容

### (5) 調査データ

- 位置情報<sup>11</sup>の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

### (6) 環境社会配慮に関する資料

- 環境チェックリスト（調査方針）

記載内容：第4条（6）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

- 環境チェックリスト（設計方針会議用）

記載内容：第4条（6）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」の暫定結果を環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

- 初期環境調査報告書／環境アセスメント報告書案

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

- ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

## 第6条 再委託

□本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

項目	仕様	数量	見積の取扱

<sup>11</sup> 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

1	自然条件調査 ② 地形測量	施工予定区間とその周辺 地形測量・路線測量などの各種測量	一式	定額計上
2	自然条件調査 ③ 支障物調査	支障物件情報の収集・現地試掘調査・地中探査	一式	定額計上
3	自然条件調査 ④ 材料試験	盛土材、路盤材に対する供給元の 材料品質検査結果の収集等	一式	定額計上
4	サイト状況調査③ 交通量調査	対象道路周辺の主要道路の既存の 交通量データ収集、対象道路・西側バイパスについての交通量調査	一式	本見積
5	環境社会配慮	第4条(7)に記載の内容	一式	定額計上

## 第7条 機材の調達

□本業務では、機材調達の実施を想定していない。

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 1. 基本情報

- (1) 国名：マラウイ共和国（以下、「マラウイ」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：リロングウェ市（人口約140万人）
- (3) 案件名：リロングウェ市幹線道路南部区間改修計画 (The Project for the Main Road Rehabilitation of Southern Section in Lilongwe City)
- (4) 事業の要約：同国からザンビア共和国、モザンビーク共和国を結ぶナカラ回廊に位置する、リロングウェ市内の国道1号線の南部区間の4車線化を行うもの。想定される総事業費は3,000百万円。

## 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における道路セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
内陸国である同国は港へアクセスするために、タザラ回廊（ダルエスサラーム港：タンザニア）、ナカラ回廊（ナカラ港：モザンビーク）、ベイラ回廊（ベイラ港：モザンビーク）といった国際回廊を経由する必要がある。また、ザンビアとモザンビークを結ぶナカラ回廊の中央に位置する同国内の道路は、同国民の交通手段としてのみならず、ナカラ回廊沿いの域内流通のためにも重要性が高い。

同国政府は、2063年までに、産業化によって国の経済基盤を強化することで上位中所得国となることを目指し、2021年に「長期国家開発計画 (Malawi 2063。以下、「MW2063」という。)」を策定した。同計画の運輸交通分野の戦略では、国内のみならずグローバルな経済活動に資する交通システムの構築のため、都市部と農村部を国内外の市場につなぐ道路網の整備・拡大を目指している。

特に、ナカラ回廊上に位置する国道1号線は、南部のンサンジェから首都リロングウェを経由し、北部のカロンガまで同国の南北を縦断する基幹道路であり、国民生活や域内の経済活動において必要不可欠な道路である。また、リロングウェ市内における国道1号線はナカラ港とリロングウェ市を繋ぐ貨物鉄道が発着するカネンゴ鉄道貨物駅にも接続しており、同駅から同国内の物流においても重要な役割を持つ。現状国道1号線のうちリロングウェ市内の橋梁区間は、令和2年度対マラウイ無償資金協力「リロングウェ市幹線道路改修計画」（2020年G/A署名、2023年追加贈与G/A署名）にて改修工事中であり、また、無償区間に接続する北側区間も同国政府の自国予算にて4車線化に向け工事が行われている（2026年12月完工予定）。しかし、急速な都市化及び人口増加（2001年～2023年の間の年間人口増加率約2.7%（World Population Prospects 2024、国際連合））により国道1号線の交通需要は今後増大する予測となっている。これに対し、無償区間に接続する南部区間では、4車線化の改修が行われていないことから、将来的に予想される交通量に対応できず、交通渋滞が深刻化し、円滑な物流が妨げられることで、経済活動の停滞や公共サービスの非効率化等が懸念される。

係る状況を受け、同国の経済の中心地である首都リロングウェ市内及びナカラ回廊の交通円滑化による域内の経済活動の活性化を目指し、国道1号線の南部区間の4車線化を行う「リロングウェ市主要幹線道路南部地区改修計画」（以下、「本事業」という。）について同国政府から要請があった。本事業はMW2063における運輸交通戦略を具体化するものであり、同国の開発計画において優先度の高い事業に位置付けられる。

(2) 道路セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

対マラウイ共和国国別開発協力方針（2023年9月）における、重点分野（中目標）「産業育成および経済インフラ整備」では、「産業開発の基盤となる経済インフラの整備を支援する」と定められている。また、対マラウイ共和国 JICA 国別分析ペーパー（2024年3月）では「経済インフラの整備」を開発課題であると分析しており、TICAD8 でも打ち出されたナカラ回廊開発に資する運輸交通分野の強化を支援するとしている。本事業は、同国の首都であるリロングウェ市中心部及び南部地区に質の高いインフラを構築することで混雑の緩和を図り、同国及びナカラ回廊上の経済活動の活性化に裨益することから、上記の方針・分析に合致する。さらに、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）の運輸交通分野において、主たる協力方針とされている「グローバルネットワークの構築」に本事業は該当し、都市圏の接続性向上に寄与する。加えて、道路交通の円滑化による「道路交通安全」にも本事業は資する。

### （3）他の援助機関の対応

他の援助機関では国道1号線に関連して以下の協力を実施している。

- ・ 欧州連合と欧州投資銀行の支援により、国道1号線のカムズ国際空港から北部チウェタ（ルンフィ県）の301kmの改修を実施中（2026年中完工予定）。
- ・ 世界銀行の支援により、国道1号線のカロンガからソングウェ（タンザニア国境）まで約46kmの改修を支援（2019年完工、現在同区間のさらなる改修の交渉中）。
- ・ アフリカ開発銀行のソフトローン支援により、本調査対象区間の南西部に位置するリロングウェ西バイパス約13km区間を整備・2015年より供用済み。

### （4）本事業を実施する意義

本事業は同国の開発課題、開発政策並びに我が国及び JICA の援助方針・分析に合致し、リロングウェ市内国道1号線の南部区間の改修を通じて同国及びナカラ回廊上の持続可能な経済成長に資するものであり、SDGs ゴール3「すべての人に健康と福祉を」、SDGs ゴール9「インフラ・産業」、SDGs ゴール11「持続可能な都市の構築」、及び SDGs ゴール13「気候変動対策」に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

## 3. 事業概要

### （1）事業概要

#### ①事業の目的

本事業は、同国からザンビア共和国、モザンビーク共和国を結ぶナカラ回廊上に位置する国道1号線のリロングウェ市内南部区間の改修を行うことにより、リロングウェ市内交通混雑の改善及びナカラ回廊における物流の効率化・増強を図り、もって国内及び周辺国の経済活動の活性化に寄与するもの。

#### ②事業内容

##### ア) 施設、機材等の内容

###### 【施設】

エリア2 モスク入口～チザンジャ交差点区間の既存道路4車線化（約2.8km）、道路付帯整備

##### イ) コンサルティング・サービスの内容

詳細設計、入札補助、施工監理。

##### ウ) 調達・施工方法

一般的な建設資材は現地調達、現地調達が困難な建設用資機材は基本的に日本調達とし、必要に応じて第三国調達を検討する（協力準備調査にて詳細確認する）。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：本事業対象道路を利用する住民・企業、市民（約140万人）

最終受益者：国道1号線を通過してサービス・物資を受け取る国民・企業及び経済的裨益を受けるナカラ回廊利用物流・貿易関係者（約2,200万人）

④他のJICA事業との関係

国道1号線の改修及び橋梁の架け替え整備として無償資金協力「リロングウェ市幹線道路改修計画」（2021年～2026年）を実施中。本事業は当該無償資金協力の対象区間と接続する形で南部区間を整備するもの。

（2）事業実施体制

①事業実施機関／実施体制：運輸・公共事業省（Ministry of Transport and Public Works。以下、「MoTPW」という。）

②他機関との連携・役割分担：現状特にないが、協力準備調査を通して連携可能な事業が見つかれば、連携を検討する。

③運営／維持管理体制

本事業の道路建設・維持管理については道路公社（Roads Authority。以下、「RA」という。）が担当する。事業実施機関のMoTPWは主管庁としてRAを管理・監督する。RAは過去に無償資金協力「第一次～第三次ブランタイヤ市道路網整備計画」（2007年～2015年）にて改修した道路における運営及び維持管理の経験を有しており、これまで十分な人員が配置され、適切に維持管理が行われていることから、体制・技術面に特段の懸念はない。また、本事業にかかる維持管理費用は協力準備調査にて確認する。

（3）安全対策

調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。また、特殊重機、高所作業、交通量の多い地域での施工、自然災害対策等への配慮を行う。

（4）環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

（5）横断的事項

①ジェンダー分類：【確認中】GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）  
<分類理由>協力準備調査にて、周辺の女性の利用する施設への接続及び同施設の利用者ニーズの確認等をとおして、ジェンダー課題を確認し、課題に対応する取組案、及びそれを評価する指標案を策定・確認するため。

②気候変動・生物多様性

本事業は道路拡張による渋滞緩和が見込まれ運輸車輛からの温室効果ガス削減の観点から気候変動緩和策に資する可能性がある。協力準備調査にて相手側実施機関と認識を共有する予定。なお、本事業は、混雑度を低下させ、所要時間を削減する観点から、温室効果ガスを2040年までにベースラインより51%削減するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。

③その他：交通量管理や維持管理等におけるDX推進施策について協力準備調査にて検討する。

（6）特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的效果

指標名	基準値 (2025年実績値)	目標値(2034年) 【事業完成3年後】
貨物車両通行可能区間(約2.3km)		
交通量(台/日)	21,803	39,599
混雑度(交通量/交通容量) (注1)	0.91	0.97
所要時間(分)(注1)	2.175	2.175
貨物車両通行不可区間(約0.5km)		
交通量(台/日)	21,194	41,591
混雑度(交通量/交通容量) (注2)	0.88	1.01
所要時間(分)(注2)	0.713	0.731

※本事業における改修は合計約2.8kmであるものの、モスク入口からルバニ交差点までの約0.5kmは、同国政府により貨物車両通行が禁止されているため、貨物車両通行可能区間は約2.3kmとなる。

注1) 本事業を実施しない場合、2034年の同区間の混雑度は1.21、所要時間(分)は6.53となる。

注2) 本事業を実施しない場合、2034年の同区間の混雑度は1.23、所要時間(分)は1.43となる。

(2) 定性的効果

- 対象区間において円滑で安定的な交通網が確保され、物資の市内及び域内分配が活性化する。
- 国内及び周辺国の経済活動が活性化する。

**5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用**

平成26年度対タンザニア無償資金協力「第三次タザラ交差点改善計画」(評価年度:2021年)の事後評価等では、渋滞が集中する市街地で工事が計画されていたことから、通行車両と地域住民の安全確保、交通渋滞の発生回避のため、代替道路の活用やラジオを通じた交通規情報の配信、交通警察官と交通誘導員配置による交通管理の実施により、無事故且つ工期の遅延なく完工した。本事業も市街地での工事が想定されることから、ステークホルダー間での密な調整を行い、適切な安全対策と交通渋滞緩和措置のための施策を検討する。

以上

[別紙資料] リロングウェ市幹線道路南部区間改修計画 環境社会配慮

[別添資料] リロングウェ市幹線道路南部区間改修計画 地図

## リロングウェ市幹線道路南部区間改修計画 環境社会配慮

- ①カテゴリ分類：B
- ②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は限定的であると判断されるため。
- ③環境許認可：本事業にかかる環境許認可の要否の確認が必要。協力準備調査で詳細を確認する。
- ④汚染対策：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑤自然環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑥社会環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑦その他・モニタリング：具体的なモニタリング項目・手法等については協力準備調査で詳細を確認する。

図1 リロングウェ市幹線道路南部区間改修計画 地図



出典：マラウイ国リロングウェ市主要幹線道路改修計画協力準備調査報告書

図2 リロングウェ市地図（広域）



出典：Google Maps（地図データ©2025 INEGI、Google）より JICA 作成

図3 リロングウェ市地図



出典：Google Maps (地図データ©2025 INEGI、Google) より JICA 作成

図4 リロングウェ市主要幹線道路改修計画 スコープカット前後事業対象区間及び本事業区間範囲



出典：マラウイ国リロングウェ市主要幹線道路改修計画協力準備調査報告書より  
JICA 作成

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：無償資金協力の道路計画に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

#### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

#### 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：マラウイ国及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

- |                |              |
|----------------|--------------|
| 1) 事前準備：       | 2026年3月～4月   |
| 2) 現地調査：       | 2026年4月中旬～5月 |
| 3) 国内解析：       | 2026年6月～12月  |
| 4) 概略設計ドラフト説明  | 2026年1月      |
| 5) 国内整理：       | 2027年2月      |
| 6) 概略設計概要資料提出： | 2027年3月      |
| 7) 最終報告書提出：    | 2027年4月      |

### （2）業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約18.59人月

#### 2) 渡航回数の目途 延べ10回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### （3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査 ②地形測量
- 自然条件調査 ③支障物調査
- 自然条件調査 ④材料試験

- サイト状況調査 ③交通量調査
- 環境社会配慮

#### (4) 公開資料等

##### 1) 公開資料

- マラウイ国リロングウェ市主要幹線道路改修計画協力準備調査報告書  
(2017~2019年)

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000041441>

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

便宜供与内容		
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

#### (6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「**コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン**」**最新版**を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotations.html>)

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

## **【上限額】**

**97,199,000円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

### **（3）別見積について（評価対象外）**

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 3) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

### **（4）定額計上について**

**※本案件は定額計上があります（12,500,000円（税抜））。**

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	自然条件調査②地	「第2章 特記仕様書案	4,500,000円	測量費一式	現地再委託

	形測量	第4条業務の内容（4）自然条件調査②」			
3	自然条件調査③支障物調査	「第2章 特記仕様書案第4条業務の内容（4）自然条件調査③」	2,000,000円	支障物調査費一式	現地再委託
4	自然条件調査④材料試験	「第2章 特記仕様書案第4条業務の内容（4）自然条件調査④」	1,000,000円	材料試験費一式	現地再委託
5	環境社会配慮	「第2章 特記仕様書案第4条業務の内容（6）環境社会配慮にかかる調査」	5,000,000円	環境社会配慮調査費一式	現地再委託

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

#### （7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

#### （8）外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

#### （9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

#### （10）その他留意事項

- 1) 渡航の際は、JICA マラウイ事務所を通じて公用 eVISA（無料）を取得してください。渡航日の 20 営業日以上前までに、以下の書類（電子データ）を、マラウイ事務所の案件担当者及びマラウイ事務所代表アドレスまで送付し、取得依頼してください。

- ①パスポートコピー（カラー）
- ②写真（カラー、パスポートサイズ）
- ③E チケット控

事務所は公用 eVISA を入手でき次第、渡航者に電子データで送付します。渡航者は送付された公用 eVISA を印刷し、携帯の上渡航してください。

- 2) 到着日から 30 日以上マラウイに滞在する場合、入国後、査証の延長手続きが必要となるため、到着日から 14 日間以内に案件担当者まで延長手続きを依頼してください。なお、延長手続きには、パスポート原本を事務所に預ける必要があるので、留意してください。

#### 別紙2：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(一)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)